

任期付職員採用選考委員会設置要綱

第1 設置

一般職の任期付職員採用選考のため、任期付職員採用選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- 1 委員会は、任期付職員採用にかかる選考を行う。
- 2 各委員は、選考のために必要な、面接審査等の事務を行う。

第3 委員会

委員会を構成する委員長及び委員は、別表のとおりとする。

第4 運営

- 1 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。
- 2 委員会は委員長が招集し、主宰する。

第5 庶務

委員会の庶務は、総務部人事課が処理する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別 表

委員長	総務部人財政策局長
委員	任期付任用を行う部局の副部長
委員	任期付任用を行う所属長
委員	総務部人事課長
委員	その他必要に応じて委員長が定める者